

毎週月・水・金曜日発行

富山県報

令和2年12月17日

木曜日

号外

目次

選挙管理委員会告示

- 政治団体の設立届出の公表 1
- 政治団体の名称等の異動届出の公表
- 政治団体の解散届出の公表
- 資金管理団体の名称等の異動届出の公表
- 資金管理団体でなくなった旨の届出の公表
- 公職の候補者等が個人演説会等を開催することができる施設の指定
- 公職の候補者等が個人演説会等を開催することができる施設の指定の取消し

告 示

富山県選挙管理委員会告示第68号

政治団体の設立届出の公表について

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、令和2年11月中に次の政治団体から設立届出がなされたので、次のとおり公表する。

令和2年12月17日

富山県選挙管理委員会

委員長 野 尻 昭 一

(1) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 1以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部 | 設立年月日 | 届出年月日 |
|-------------------|--------|----------|-------------|--------------------------|----------|----------|
| 自由民主党富山県富山市第二十一支部 | 押田 大祐 | 角川 育雄 | 富山市水橋辻ケ堂123 | | R2.11.12 | R2.11.18 |

(2) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 設立年月日 | 届出年月日 |
|---------|--------|----------|------------|-------|-------|
|---------|--------|----------|------------|-------|-------|

| | | | | | |
|-----------|---------|---------|-------------|--------------|--------------|
| 山としひろ後援会 | 又 市 征 治 | 石 黒 博 | 富山市神通本町2-4 | R2. 11.12 | R2. 11.18 |
| 豊岡たつろう後援会 | 豊 岡 達 郎 | 森 田 優 弘 | 富山市岩瀬文化町9-2 | R2. 11.22 | R2. 11.26 |

富山県選挙管理委員会告示第69号

政治団体の名称等の異動届出の公表について

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、令和2年11月中に次の政治団体の届出事項の異動届出があったので、次のとおり公表する。

令和2年12月17日

富山県選挙管理委員会

委員長 野 尻 昭 一

(1) 政党の支部

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 異 動 事 項 | 新 | 旧 | 異 動 年月日 | 届 出 年月日 |
|---------------------|--------|-----------|---------|---------|--------------|--------------|
| 自由民主党富山県 砺波市第一支部 | 米原 蕃 | 会 計 責 任 者 | 米 原 久 晴 | 今 堀 顕 | R2. 11.6 | R2. 11.6 |
| 自由民主党呉羽支 部 | 庄司 昌弘 | 会 計 責 任 者 | 有 澤 久 志 | 吉 岡 義 春 | R2. 3.20 | R2. 11.11 |
| 自由民主党富山市 連水橋支部 | 桜井 巖 | 会 計 責 任 者 | 押 田 大 祐 | 長 谷 康 治 | R2. 11.30 | R2. 11.30 |

(2) その他の政治団体

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 異 動 事 項 | 新 | 旧 | 異 動 年月日 | 届 出 年月日 |
|-----------------|--------|----------------|--------------------|--------------------|-------------|--------------|
| 雅 友 会 | 高田 順一 | 代 表 者 | 高 田 順 一 | 新 田 八 朗 | R2. 11.1 | R2. 11.4 |
| 赤池伸彦後援会 | 本多 精一 | 主たる事務所 の所在地 | 南砺市砂子谷 850 | 南砺市砂子谷 1523-1 | R2. 11.2 | R2. 11.4 |
| 新田はちろうを 囲む会 | 新田 八朗 | 主たる事務所 の所在地 | 富山市西田地方 町1-6-15 | 富山市太郎丸本 町3-7-20 | R2. 11.9 | R2. 11.9 |
| 日本母親連盟富 山県支部 | 志甫 さおり | 会 計 責 任 者 | 巖 寺 華 子 | 野 原 将 史 | R2. 11.8 | R2. 11.18 |

富山県選挙管理委員会告示第70号

政治団体の解散届出の公表について

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、令和2年11月中に次の政治団体から解散届出がなされたので、次のとおり公表する。

令和2年12月17日

富山県選挙管理委員会

委員長 野尻 昭一

(1) 政党の支部

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 解散年月日 | 届出年月日 |
|---------------|--------|----------|--------------|-----------|------------|
| 自由民主党富山市連草島支部 | 五十嵐 呈次 | 五十嵐 清俊 | 富山市金山新 330-1 | R2. 11. 8 | R2. 11. 10 |

(2) その他の政治団体

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 解散年月日 | 届出年月日 |
|----------|--------|----------|-------------|------------|-----------|
| 梅原健治後援会 | 山口 哲 | 梅原 正信 | 魚津市住吉2062 | R2. 10. 25 | R2. 11. 2 |
| 市民生活向上会議 | 浦田 栄三郎 | 浦田 栄三郎 | 富山市向新庄53-87 | R2. 11. 5 | R2. 11. 5 |

富山県選挙管理委員会告示第71号

資金管理団体の名称等の異動届出の公表について

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第3号の規定により、令和2年11月中に資金管理団体の届出事項の異動届出があったので、次のとおり公表する。

令和2年12月17日

富山県選挙管理委員会

委員長 野尻 昭一

| 資金管理団体の届出をした者の氏名 | 資金管理団体の名称 | 異動事項 | 新 | 旧 | 異 動 年月日 | 届 出 年月日 |
|------------------|------------|------------|----------------|----------------|--------------|--------------|
| 新 田 八 朗 | 新田はちろうを囲む会 | 公職の種類 | 富山県知事（現職） | 富山県知事（候補者） | R2. 11. 9 | R2. 11. 9 |
| | | 主たる事務所の所在地 | 富山市西田地方町1-6-15 | 富山市太郎丸本町3-7-20 | | |

富山県選挙管理委員会告示第72号

資金管理団体でなくなった旨の届出の公表について

政治資金規正法（昭和23年法律第 194号）第19条第3項第2号の規定により、令和2年11月中に資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和2年12月17日

富山県選挙管理委員会

委員長 野 尻 昭 一

法第19条第3項第2号による届出

| 資金管理団体の届出をした者の氏名 | 資金管理団体の名称 | 主たる事務所の所在地 | 資金管理団体でなくなった年月日 | 届 出 年月日 |
|------------------|-----------|-------------|-----------------|--------------|
| 浦 田 栄 三 郎 | 市民生活向上会議 | 富山市向新庄53-87 | R2. 11. 5 | R2. 11. 5 |

富山県選挙管理委員会告示第73号

公職の候補者等が個人演説会等を開催することができる施設の指定について

公職選挙法（昭和25年法律第 100号）第 161条第1項第3号に規定する公職の候補者等が個人演説会等を開催することができる施設として次の施設を指定した旨、小矢部市選挙管理委員会から報告があったので告示する。

令和2年12月17日

富山県選挙管理委員会

委員長 野尻 昭一

| 施設の名称 | 所在地 |
|------------|-------------|
| 小矢部市民交流プラザ | 小矢部市城山町1番1号 |
| 小矢部市民体育館 | 小矢部市城山町1番1号 |

富山県選挙管理委員会告示第74号

公職の候補者等が個人演説会等を開催することができる施設の指定の
取消しについて

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号に規定する、公職の候補者等が個人演説会等を開催することができる施設として指定されていた次の施設について、指定を取消した旨、小矢部市選挙管理委員会から報告があったので告示する。

令和2年12月17日

富山県選挙管理委員会

委員長 野尻 昭一

| 施設の名称 | 所在地 |
|--------------|-------------|
| 小矢部市総合会館 | 小矢部市城山町1番1号 |
| 石動コミュニティセンター | 小矢部市新富町3番7号 |

